



府消委第 131 号

平成 30 年 6 月 13 日

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

消費者委員会

委員長 高 巖



答 申 書

平成 30 年 5 月 30 日付消食表第 273 号をもって諮問のあった、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の規定及び別表の一部改正について、下記のとおり答申します。

記

食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の規定及び別表の一部改正について、諮問された改正案（別添）のとおりとすることが適当とする。

※別添の諮問案は、消費者委員会ホームページに掲載  
<http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/>